

避雷設備（避雷針）の指定

平成4年7月1日

松戸市消防局告示第2号

〔改正経過〕平成4年10月1日

松戸市消防局告示第5号

平成18年11月2日

松戸市消防局告示第1号

松戸市火災予防条例（昭和48年松戸市条例第44号）第18条第1項の規定により建築物等の避雷設備（避雷針）を、次のとおり指定する。

J I S A 4 2 0 1 : 2 0 0 3 （建築物等の避雷設備（避雷針））

附 則 （平成4年7月1日松戸市消防局告示第2号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成4年10月1日松戸市消防局告示第5号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成18年11月2日松戸市消防局告示第1号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に旧規格の規定に基づいて設置されている建築物の避雷設備（避雷針）については、なお従前の例による。